

# (公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 規則

2005. 5. 31 制定

2005. 07. 28 一部改訂

2015. 07. 28 改訂

## (総則)

### 第1条

この規則は、会員規程第3条4の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の実施に必要な事項を設け、継続職能研修評議会(以下「CPD 評議会」という。)の組織、委員の任期その他必要な事項について定める。

## (CPD 評議会)

### 第2条

本会に、本部 CPD 評議会を置く。支部に、支部 CPD 評議会を置くことができる。

## (目的)

### 第3条

CPD 制度は、業務の質的向上と業務環境の変化への対応を支援することにより、会員が建築家としての職責と使命を十全に果たすことを目的とする。

## (研修方法及び研修要領等)

### 第4条

- 1 CPD 制度の研修とは、前条の目的を達成するための学習等をいう。
- 2 CPD 制度を実施するための研修要領、研修内容その他認定のために必要な事項(以下「認定基準」という。)は、別途定める。
- 3 前項の研修は単位制とし、別に定める所定の単位数を履修する。
- 4 前項の研修を提供する者(以下「プロバイダー」という。)の詳細については別途定める。

## (事業年度)

### 第5条

CPD 制度の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (研修の結果の記録、公表及び管理の対象)

### 第6条

CPD 制度に基づき実施した研修結果の記録は、本部 CPD 評議会において保管するものとし、その公表に関する事項は別途定める。

## (会員の履修単位)

### 第7条

履修単位、履修単位の認定、計算その他の履修認定に必要な事項は、細則をもって定める。

## (CPD 評議会)

### 第 8 条

- 1 CPD 評議会は、委員長、副委員長及び委員、外部委員若干名をもって組織する。
- 2 本部 CPD 評議会の委員長は、会長の指名により理事会の承認をもって充てる。支部 CPD 評議会の委員長、委員は、支部長の指名により支部役員会の承認をもって充てる。
- 3 CPD 評議会の副委員長は、委員長が委員の中から指名することができる。
- 4 本部 CPD 評議会の委員は、過半数を会員のうちから、1/2 未満を会員外から、委員長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 CPD 評議会の委員の任期は 2 年とする。但し通常総会終了後最初に開催される理事会の終了のときから始まり、就任後第 2 回目の通常総会終了後最初に開催される理事会の終了のときを以って満了とする。なお、2 期以内に限り再任を妨げない。
- 6 CPD 評議会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 CPD 評議会の委員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、または窃用してはならない。

## (CPD 評議会の運営)

### 第 9 条

- 1 本部 CPD 評議会は、運営に関する細則を立案するほか、研修等の認定基準の作成及び認定、必要単位の設定及び履修単位の認定を行うとともに、各事業年度の研修事業の運営に当たるものとし、必要があるときは、下部組織として専門部会を設置することができる。
- 2 CPD の運営に関する細則、研修の認定基準、必要単位数、各事業年度の研修実施方法は、理事会の議を経て定め、その実施結果は、理事会に報告するものとする。
- 3 支部 CPD 評議会は、当該支部のプログラムの認定と履修単位の認定を行い、本部にその結果を毎月末に報告する。
- 4 支部 CPD 評議会は、他団体の、CPD 研修プログラムを認定することができる。

## (研修費用の負担)

### 第 10 条

本会は、第 4 条に掲げる研修に要する費用の全部または一部を研修に参加したものに負担させることができる。

## 付則

- 1 この規則に基づき制定される細則その他の規約等については、実施状況を勘案し当分の間毎年度必要に応じた見直しを行うこととする。
- 2 この規則は理事会の承認を得て 2015 年 10 月 1 日より適用する。